

遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市産業振興条例（平成30年遠野市条例第1号。次条において「条例」という。）第2条に規定する基本理念を踏まえ、地域における産業の集積、技術、人材、情報その他の自然的、経済的若しくは社会的な観点から地域の特性を生かした付加価値を創出し、又は産業活動において高い生産性を確保することにより、地域の成長発展の基盤強化に資する事業活動を促進するため、商工会の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金の借り入れに係る利息に対し予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。第8条及び第9条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者で、市内に住所又は事業所その他営業所を有するものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可を受けた者を除く。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）第24条の認可を受けた遠野商工会
- (3) 小規模事業者経営改善資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第1項の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が行う業務で、商工会が実施する経営指導を受けている小規模事業者であって商工会長が推薦するものを対象に貸し付けを行う小規模事業者経営改善資金融資制度をいう。

(利子補給金の交付対象となる資金の種類等)

第3条 利子補給金の交付対象となる資金の種類、利子補給率、利子補給金の対象となる融資額、償還期限及び利子補給期間（以下「利子補給金の交付対象となる資金の種類等」という。）は、次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率	利子補給金の対象となる融資額	償還期限	利子補給期間
小規模事業者経営改善資金のうち設備資金	年 1.0パーセント以内	2,000万円以内	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内。ただし、2年以内の据置期間を置くことができる。	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内

(利子補給金の交付対象者)

第4条 利子補給金の交付対象者（次条及び第6条第1項において「利子補給対象者」という。）は、小規模事業者経営改善資金を借り入れ、市長の承認を受けた事業者とする。

- 2 前項の規定による交付対象者は、商工会に対し、利子補給金の交付及び受領の手續に関する権限を委任することができる。

(利子補給金の額)

第5条 交付対象となる利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間ごとに、当該期間における融資に係る実際の融資残高に、第3条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

2 同一事業者に対する2以上の小規模事業者経営改善資金の融資が行われるときは、当該2以上の融資残高の合計額を前項の融資残高とみなす。

(利子補給金の交付承認)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象者(次項及び次条において「承認申請者」という。)は、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付承認申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときにあっては遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付承認通知書(様式第2号)により、交付することができないと認めるときにあっては遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付不承認通知書(様式第3号)により、承認申請者に通知する。

(利子補給金の交付変更承認)

第7条 承認申請者は、利子補給金の交付対象となる融資の内容又は融資の返済の内容に変更が生じた場合は、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付条件変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、利子補給金の交付条件の変更を認めるときにあっては遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付条件変更承認通知書(様式第5号)により、承認申請者に通知する。

(利子補給金の交付決定)

第8条 規則第4条に規定する申請に当たっては、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第6号)に当該資金の融資を行った株式会社日本政策金融公庫が証する融資返済履歴に係る書類を添付し、当該融資の実行をした日の属する年の翌年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第7条に規定する通知は、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付決定通知書(様式第7号)により行う。

(利子補給金の請求)

第9条 規則第13条第1項に規定する請求に当たっては、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を前条第2項の規定による決定通知を受けた日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を受理した日から起算して30日以内に利子補給金を交付しなければならない。

(利子補給金の交付の停止等)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を停止し、以後の利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させる。

- (1) 毎年12月末日時点において融資の返済が停止しているとき。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 5 条に規定する市町村税の滞納があったとき。
- (3) 融資を完済したとき。
- (4) 小規模事業者経営改善資金を借り入れた目的以外の目的に使用したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (6) その他この告示の規定に違反したとき。

（報告及び調査）

第12条 市長は、前条に規定する行為の有無を調査する必要があるときは、利子補給金の交付を受けた者又は金融機関に対し、当該融資の内容の詳細に関し報告を求め、又は当該融資に係る帳簿、書類等を調査する。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（申請期限）

- 2 第 6 条第 1 項に規定する申請は、令和 5 年 3 月 31 日までに限り行うことができる。ただし、土地及び建物にあっては、令和 4 年 12 月 31 日までに当該土地及び建物の表示に関する登記をしたものに限ることとし、償却資産にあっては、令和 5 年 1 月 31 日までに地方税法第 383 条の規定に基づき当該償却資産について固定資産の申告をしたものに限る。

（検討）

- 3 市長は、この告示の施行後 3 年以内に、この告示による施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（この告示の失効）

- 4 この告示は、令和16年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

遠野市長 様

（申請者）所在地

名称

代表者名

㊟

遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付承認申請書

利子補給金の交付の承認を受けたいので、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類（各1部）

- 1 融資申込書の写し
- 2 融資決定状況通知書の写し
- 3 利子補給金交付請求予定一覧表（融資返済の支払額明細書）
- 4 市税等に係る情報利用に関する同意書
- 5 遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付申請に関する確認書

市税等に係る情報利用に関する同意書

遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱に規定する利子補給金の交付の承認及び審査のため、遠野市が保有する法人情報を必要な範囲で遠野市が利用することに同意します。

- 1 市税の納付状況に関する情報
- 2 固定資産課税台帳等の登録事項に関する情報

（申請者）所在地

名称(屋号)

氏名(代表者)

㊟

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付承認通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金の交付について、下記のとおり承認します。

記

- 承認番号
- 資金の種類
- 借入金額 円
- 融資決定日 年 月 日
- 利子補給期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 利子補給率 パーセント

遠野市長 様

（申請者）所在地

名称

代表者名

㊟

遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付条件変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認された遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金の交付について、下記のとおり変更したいので、遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

	変更前	変更後
借入金額	円	円
融資決定日	年 月 日	年 月 日
利子補給期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
その他		

2 関係書類（各1部）

(1) 融資申込書の写し

(2) 利子補給金交付請求予定一覧表（融資実行試算照会票）

遠野市長 様

（申請者）所在地

名称

代表者名

㊟

遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付申請書

年 月 日付け 第 号で承認された遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条及び遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱第8条第1項の規定により、利子補給金の交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 資金の種類
- 3 借入金額 円
- 4 融資決定日 年 月 日
- 5 利子補給期間（全体） 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 利子補給率 パーセント
- 7 今回申請に係る支払期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 支払済利子額 円
- 9 利子補給金申請額 円
- 10 添付書類
 - (1) 株式会社日本政策金融公庫が証する利息支払証明書
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫が証する支払済明細書

様式第7号（第8条関係）

遠野市指令 第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金の交付について、遠野市補助金交付規則第5条第1項の規定により、次の利子補給金を交付することに決定したので、同規則第7条及び遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

利子補給金交付決定額 円

注 利子補給金の交付請求に当たっては、この通知の写しを添付して提出すること。

遠野市長 様

（申請者）所在地

名称

代表者名

㊟

遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付請求書

遠野市補助金交付規則第13条第1項及び遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり遠野市小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金の交付を請求します。

記

- 1 利子補給金交付請求額 円
- 2 承認番号
- 3 支払期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 交付決定
- 5 利子補給金の振込先
(振込先金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・預金名義を記載)